

第4回

(令和2年4月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年4月10日（金）午前9時30分から午前10時40分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 9名
 - 1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
 - 4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
 - 7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栞原 和親
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第15号案 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議第16号案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議第17号案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議第18号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
 - 議第19号案 非農地証明願いに対する認定について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について
 - 6 事務局職員
 - 事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、1番・3番委員をお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 9 番 2月の総会で賃貸借の相談がありました件について、現地を調査しまして数件相談に伺いましたが現地が狭くて大型機械が利用できないということで、相談にのっていただけませんでした。福祉の関係の方にも相談に伺ったのですが、事業所から現地までが遠くて利便性が悪いということで賃貸していただけませんでした。この地区では小さい面積での賃貸というのは難しい地区ではないかなと感じました。

川村推進委員

先月ですが18分館から集落名義の共有田名義が4人共同名義とか3人共同名義とか

になっています。代が3代、4代前の方たちで、現在集落に家もない方たちが多く、そこで集落に相談がありまして、相続をするにあたってどのような方法があるか。相談を持ち掛けられました。そこで、町道の拡張工事の対象地にも集落の共同名義の農地がありました。地域整備課と話して簡易訴訟というやり方があるということ、町がその方法で相続してから収用するということでした。あと2件についても簡易訴訟のやり方を勉強してやりたいなと思ひまして、総会の折にその説明をさせていただきます。共有地の相続のやり方を少し教えてもらえばなと思ひております。

- 4 番 3月30日に特例ではありましたが、クラスタ事業において寺原の畑約3.5haを公社に売渡が成立しました。10aあたり25万円の契約です。

石坂推進委員

3月15日に公社と8番委員、事務局であつせんしました。12月にあつた案件10aあたり30万円で成立しました。もう1件は10aあたり43万円で公社売渡が成立しました。

- 議 長 議第15号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第15号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

- 議 長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

- 7 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金です。使用借人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力2人）農繁期に手伝いが1人。経営面積は、52a、水稲52a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：家の前。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：使用貸借により0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターを所有。8番（取得農地の利用計画）：水稲とWCS作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 調査番号2、3番について5番委員から調査報告をお願いします。

- 5 番 （調査番号2、3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。使用貸借の期間は10年です。使用借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）、この方は福岡におられましてお母さんの実家が錦町西で親戚関係の農地を借りて農業に従事されるということです。調査番号3番についても同じ使用借人です。経営面積は、40.69a、田に里芋、畑トマト、ジャガイモ、大根を作付けされます。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：10m～50m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付

地)：問題なし。5番(取得価格)：使用貸借により0円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：管理機を所有。8番(取得農地の利用計画)：里芋、トマト、ジャガイモ、大根を作付け。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4、5番について8番委員から調査報告をお願いします。

8番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)。経営面積は、106a、田106a、水稻25a、その他飼料作物です。畜産農家で成牛11頭、育成牛2頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：200m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：0円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター3、ローダー2など畜産に必要な農機具を所有。8番(取得農地の利用計画)：農業用機械置き場。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)。経営面積は、102a、すべて水稻を作付け。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：400m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：0円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：水稻に必要な農機具はすべて所有。8番(取得農地の利用計画)：水稻。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号6番について2番委員から調査報告します。

2番 (調査番号6) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は共有田名義変更です。この農地については、荒田集落の共有田であり、共有田を代表して譲渡人が今まで登記されておりました。譲渡人が健康的な不安があるということで、譲受人が代表として登記してもらいたいということで今回の申請となりました。譲受人の経営内容について報告します。家族7人(稼働力4人)。経営面積は、1095a、田380a、水稻80a、他はWCS、畑700a、ほとんどトウモロコシ、イタリアンです。酪農で搾乳牛65頭、育成牛60頭程度です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：300m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：0円。6番(耕作放棄地)：問題なし。

7番(農機具の利用計画):トラクター6、2トンダンプ2、マニースプレッダー2、ほか酪農経営の機械すべてを所有。8番(取得農地の利用計画):WCS。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 続きまして、調査番号7番ですが私が関係しておりますので、退席させていただき、議事を職務代理の4番委員にお願いします。

(議長退席)

4番 それでは、調査番号7番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 (調査番号7)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)。経営面積は、24,522㎡、田9,866㎡、野菜1,000㎡、水稻8,866㎡、畑14,656㎡、野菜4,000㎡、その他、10,656㎡は畜産農家と飼料供給契約を結ばれております。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1.3km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):40~50年前に取引されたそうで譲渡人の方も父親の代で全然知らなかったということで不明です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、コンバイン、田植機を所有。8番(取得農地の利用計画):飼料作物。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4番 それでは、7番について質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

4番 それでは、7番のみ採決に移りたいと思います。調査番号7番について申請どおり賛成の方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

賛成多数と認めます。それでは、議長を交代します。

(議長入室)

議長 それでは、1番から6番について質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

第15号案はすべて許可するものといたします。

議 長 議第16号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第16号案農地法第4条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光パネルです。申請地は、桃を栽培されておりましたが、鳥獣害とくに猿の被害が収穫時期にあっており、農作物の収入が得られず、鳥獣の住処になりつつあることから転用の申請をされております。4条調査項目により報告します。1番(農地区別)：2種農地です。2番(着工時期)：許可が下り次第着工。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の農地の承諾) 周囲は牧草で別に問題なし。6番(公衆衛生) 自然排水です。7番(転用措置)：問題なし。8番(日照通風の影響)：周りが私道、町道に囲まれた形になっております。隣接地とは3m以上離して余幅を離して建設するということですので問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。報告終わります。

議 長 調査番号2番について、6番委員から調査報告をお願いします。

6 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は住宅の裏に住宅を新設されており進入路が必要ということで申請されております。現在、地目は畑となっておりますが、5～10㎡が進入路として使用されております。今回、新築の際に図面を見て地目変更されていなかったので今回の申請となっております。また、金融機関との関係で、この農地を宅地としなければ抵当権の設定ができないということで、申請をされております。4条調査項目により報告します。1番(農地区別)：2種農地です。2番(着工時期)：省略します。3番(資金調達)：省略します。5番(周囲の農地の承諾) 周囲は自己所有地のため問題なし。

6番（公衆衛生）雨水は地下浸透で、地下浸透できない場合は近隣の水路に流します。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：道路のため問題なし。

10番（農振法）：農用地区域外です。報告終わります。

議 長 質問のある方は、挙手のうえ質問をお願いします。

議 長 それでは、質問もないようですので、採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 議第17号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第17号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。期間は10年間。申請理由は、借人は、現在、建設業をされており、事務所近くの資材置き場が手狭になり錦町周辺での事業もあり利便性を含め、この場所を資材置き場として活用したいということです。また、大型車の通行が可能で希望の土地であったので選定し利用したいとのことでした。資材置き場としては、仮設事務所、倉庫、現場用トイレ、砂利、砂等の資材を搬入して使用したいということでした。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：2種農地です。2番（着工時期）：許可次第です。3番（資金調達）：必要なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）該当ありませんが、必要な時は、町の上水道を利用する。雨水等は、敷地内地下浸透で排水する。また、必要に応じて、隣接の排水路に排出をする。7番（転用措置）：周辺農地は、原野化しており影響はありません。資材搬入、搬出の際に道路への落石、落土があった場合は、その都度清掃をする。また、問題が生じた場合は、申請人が責任をもって対処するという事です。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：2種農地です。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：周囲は、譲渡人の所有であり問題なし。6番（公衆衛生）雨水の処理ですが自然浸透ですが敷地内に3か所集水柵を設け西側町道側溝へ流すということでした。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

- 議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。
- 議 長 それでは、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。
(全委員：挙手)
- 議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。
(全委員：挙手)
- 議 長 議第18号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第18号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)
今回は所有権移転6件、利用権設定が16件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入6件です。
所有権移転関係を説明。
次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。
(1～16番適格の報告あり)
- 議 長 それでは、議第18号案について適格と認められる方の挙手を求めます。
(全委員：挙手)
適格と認めます。
- 議 長 議第19号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第19号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)
- 議 長 調査番号1について、西地区の調査報告をお願いします。
- 4 番 (調査番号1) 調査日は、4月7日午後1時から西地区の農業委員、推進委員で調査しております。上段の案件につきましては、竹林になっておりまして、非農地と判断します。下段の案件につきましては、25年前には、現在の状況となっており、農地としての活用はありませんし、周辺は自宅前であり草刈等の管理は毎年行っておられます。田としては水もなく、よって協議した結果、非農地と認めるということでした。
- 議 長 調査番2について、一武地区の調査報告をお願いします。
- 9 番 (調査番号1) 調査日は、4月6日午後1時15分から一武地区の農業委員、推進委員で調査しております。現地は、竹及び木が繁茂しており畦畔、隣接地との境界も確認できる状態ではありませんでした。隣接の畑も竹林が広がっていて平成28年と令和元年に非農地扱いになっているところでした。なお、近傍の非農地については、現在、竹を伐採されておりましたので、竹がないところがありますが、平成28

年と令和元年に非農地扱いになったところを伐採されている状態であります。以上のことから調査を行った一武地区の委員で協議した結果、非農地と判断できると考えます。

議 長 質問のある方は挙手の上お願いします。
(質問なし)

議 長 質問がありませんので、調査番号1番について申請どおり認定することに意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)
全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり認定することに意義のない方の挙手を求めます。
(全委員：挙手)

全員賛成です。

以上、非農地として認定することといたします。

議 長 報告第4号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第4号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について(説明)

議 長 1番は西地区ですが、どのように決めましょうか。

4 番 4番と古里委員で担当します。

議 長 1番、2番を4番と古里委員ですね。

議 長 3番は一武地区ですが、どのように決めましょうか。

8 番 3番は、6番と田浦委員。4番は、8番、9番、石坂委員。5番は6番と石坂委員。

議 長 6番は、川村委員と2番で行きます。

議 長 7番は、山崎委員と2番で行きます。

1 番 先月に売買契約の件で、申請者宅に行ったのですが、家族でよく話されていなくて、本人が知らなかった案件がありました。2回も行きました。本人申請について書類受付の際によく確認をお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年4月10日

農業委員会会長 _____

1番 農業委員 _____

3番 農業委員 _____